

共立女子大学・共立女子短期大学 ボランティアガイドライン

2025年1月

共立女子大学・共立女子短期大学 社会連携センター

1. 学生ボランティアの募集について

共立女子大学・共立女子短期大学 社会連携センター（以下「当センター」とする。）では、以下の条件(1)、(2)全てを満たす場合、ボランティア活動の募集情報を学生に提供します。

(1) ボランティア募集团体の活動概要

- ① 公共性・公益性が高い活動
- ② 営利を目的としない活動
- ③ 安全性が確保されている活動
- ④ 学生にとって学習性が高く教育的配慮を伴っている活動

(2) ボランティアの受入体制・選定基準

- ① ボランティア募集および受入担当者の連絡先（緊急連絡先を含む）が明確であること。
- ② 有償活動（雇用、委託等の金銭が発生する活動）とボランティア活動を明確に区別していること。
- ③ 受入団体または申込学生のいずれかがボランティア保険に加入済であるか、活動前に加入を済ませること。
- ④ ボランティア募集を行う団体の範囲については以下のとおりである。
ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO 団体）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人、財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立法人 等

また、次のいずれかに該当するボランティア活動については、募集情報の提供を行いません。
なお、掲載後に該当することが判明した場合には、情報提供を中止します。

- 私的な目的のための活動
- 政治的、反社会的勢力や宗教団体に関連する活動
- 日本国内外の法令に違反する活動
- 公序良俗に反する、または犯罪行為を誘発する恐れのある活動
- 第三者に損害や不利益を与える、または誹謗中傷を行う恐れがある活動
- 虚偽や誇大な情報が含まれると疑われる活動
- 責任体制が不明確な活動
- ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想される活動
- 精神的・肉体的な苦痛が予想される活動

- 資格を要する活動（例：運転免許、保育、介護等）
- 1日8時間（休憩時間含む）、週28時間を超えることが予想される活動
- 夜10時以降の深夜活動を伴う活動
- その他、当センターが不相当と判断する活動

2. 学生ボランティアの募集情報について

ボランティア募集情報の掲載を希望される団体は、本学指定の「学生ボランティア募集フォーム」に必要事項をご記入の上、希望する募集期間の2週間前までに当センターにご提出ください。情報は学内システム及び掲示板を用いて公開しますが、都合により公開を見送る場合もありますのでご了承ください。

3. 学生ボランティアについて

ボランティア募集情報の掲載については、当センターにて審査を行った後に決定いたします。なお、掲載の可否や掲載予定日についてはご連絡しませんので、あらかじめご了承ください。また、ボランティア活動は学生の自主的な参加に基づくため、必ずしも依頼に対して学生が参加することを保証するものではありません。

4. 免責事項

当センターは、原則としてボランティアに申込を行った学生の取りまとめは行いません。また、紹介したボランティア情報に関して発生したトラブル等に対しても、当センターは一切責任を負いかねますので、ご了承ください。なお、提供いただいた個人情報は、ボランティア活動情報の提供目的以外には使用いたしません。

以上